

① 発見

担任・養護教諭・保護者・地域住民 等

- いじめの現場を発見
- 本人からの訴え(アンケート等)
- 本人の保護者からの訴え
- 上記以外からの情報提供

② 報告・共有

報告 (口頭・記録)

(学年部主任)

報告 (口頭・記録)

生徒指導主事・教務主任

報告 (口頭・記録)

校長・教頭(管理職)

招集

記録にて報告

報告・相談

③ 聞き取り

複数の職員で対応

- 関係者から丁寧に話を聞く。
- できる限り多くの情報・事実を得る。
- 聞き取り内容(いつ・どこで・誰が・何を・どのように等)を明確に定めておく。

【聞き取りの際の注意事項】

- ・児童が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

東白川村教育委員会 78-3111
加茂警察署 0574-25-0110
子ども相談センター 0574-25-3111等

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・子育て支援会議メンバー
(民生委員、主任児童委員
村保健福祉係等)
- ・保護者代表、学校評議員
- ・人権擁護委員
- ・医師
- ・(弁護士)

④ 組織対応「学校いじめ未然防止・対策委員会」

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成
事案の状況により、対応者の決定

【担任・(学年部主任)・生徒指導主事・養護教諭等】

■メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該担任、(当該学年部主任)、教育相談担当教諭、養護教諭

■初期の組織対応

- (1)情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2)対応方針の決定
 - ・本人のケア
 - ・関係者への指導 等

助言

適宜連絡

連携

報告

指導

相談

支援

報告

共通理解

保護者

東白川村
教育委員会

加茂警察署
子ども相談
センター

職員会議

いじめ解消に向けた指導